

神戸市立藤原台小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

藤原台小学校は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針(以下「藤原台小学校基本方針」という。)を策定します。

平成30年7月 神戸市立藤原台小学校

1. 藤原台小学校としてのいじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

いじめは、すべての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われることが大切です。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「**するを許さず されるを責めず 第三者なし**」を核とした指導を継続展開していきます。

2. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 教職員の姿勢

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・ 分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高めます。
- ・ いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、校内いじめ問題対策委員会で定期的に確認し、その都度共通理解を図ります。
- ・ 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・ 年3回アンケートを実施し、気がかりな児童に対して情報収集を行います。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・ いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職や生徒指導係に報告し、組織的に対応します。
- ・ 保護者や地域の方々から情報を受け入れる姿勢を大切にします。

4. 校内いじめ問題対策委員会

本校は、いじめ対策についての総括的組織としての「校内いじめ問題対策委員会」を設置します。校内いじめ問題対策委員会は、いじめ対策について意志決定を行い、すべての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たします。いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげた取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導します。

① 校内いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導係、養護教員、学年教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等。

② 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ・ 実態把握や情報収集を目的とした取組

5. 藤原台小が取り組むいじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、豊かな人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

① 思いやりの心をはぐくむ教育

授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童生徒一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

② 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

体験活動や自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し「命の大切さを実感させる」「問題解決能力をはぐくむ」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かなものにする取組を進めます。

③ 規範意識を身につけ、自浄力をもつ児童生徒集団の育成

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識といじめを解決できる力をもった自浄力のある児童生徒集団の育成により「いじめを許さない学級学年学校づくり」を実現します。

加えて、すべての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図ります。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのためには、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要です。

① 児童理解

平素から児童の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意します。さらに、早期発見のためのチェックリストの活用や、学期に1回のアンケートの実施等により、いじめ発見に向けて積極的な取組を欠かさないようにします。

② 信頼関係の構築

日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行うなど直接的な触れ合いを大切にし、教育活動全般を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

③ 相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教員と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を

設定します。

④ 校外相談機関との連携

教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ(ネットいじめ)・体罰・こども安全ホットライン」(24時間電話相談)など校外の相談施設の機能や利用の仕方を見守りや保護者に周知します。さらに、必要に応じて各相談システムと連携を図ります。

(4) いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応します。

① 実態把握

指導に当たっては、当該児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有して、全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にします。指導方針の共通理解のもと、児童、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携します。

② 児童、保護者への指導

当該児童から、状況や気持ちを十分に聴き取ります。いじめられた児童からは不安を取り除き、共感的に受け止めます。いじめた児童生徒には、いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちに気づかせます。それぞれの保護者には事実関係や相手の児童生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制等を伝えます。なお、児童、保護者には適時、適切な方法で経過報告をします。

③ 周囲の児童への指導

当該児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進めます。

(5) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

・ いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

・ いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて努力します。

(6) 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、特別支援コーディネーターを中心に個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、学級への理解を深めることに積極的に取り組みます。

(7) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

① 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼します。

②早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していきます。

6．家庭や地域との連携

P T A、ふれあい懇話会、有野の里応援団等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図ります。また、登下校の見守り等、地域の様々な大人が見守ってくれていることに気づかせます。

7．関係機関との連携

学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と情報共有のできる体制を構築しておきます。

8．重大事態への対処

（1）重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて神戸市長にへ、事態発生について報告します。

（2）調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明します。

9．その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜藤原台小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときには改訂します。